

Ⅲ 風水害対策編

風水害対策編

第 1 節 河川施設等の安全化〔土木部・都建設局・都下水道局〕

第1. 河川

1. 現況

神田川は、1時間に30ミリの降雨に対処するための改修を終え、現在、50ミリ改修を進めているところであり、豊島区内の河川改修は、すでに完了している。

又、平成17年度より、西武新宿線の神田上水橋梁の架け替えを含め、その上下流約40mについて改修事業中（平成20年度完了予定）である。

2. 水位警報装置の整備

区では、昭和55年度に神田川における警戒水位を伝達する水位警報装置を整備し、年1回の保守点検を実施している。

【参照：水位観測装置及び水位警報装置(資料編p. 153)】

第2. 内水排水

1. 現況

区内は、下水道完備地域（幹線27,828m、枝線360,756m）である。

2. 内水排水事業

都では、河川及び下水道の整備を1時間に50ミリの降雨に対応できるように整備してきたが、近年1時間に100ミリを超える局地的な降雨により水害が発生している。下水道局は幹線整備として、第二雑司ヶ谷幹線、第二千川幹線、谷端川一号幹線、坂下幹線を整備し、現在は管渠のバイパス化、第二谷田川幹線、雨水貯留施設等の整備を進めている。

3. 透水性舗装

透水性舗装は、路面の機能を維持したまま、雨水を大地に還元し、下水道施設の一部を軽減する効果の他、地下水の涵養などが期待される。都においては、当面歩道部分の舗装を対象に透水性舗装の施工を実施している。

区においても、昭和58年度から、歩道部分を中心に透水性舗装を実施している。

【参照：透水性舗装施工実績(資料編p. 153)】

4. 公園整備に伴う流出抑制施設

公園、児童遊園内に浸透U形溝、浸透柵及び浸透管を設け、雨水を大地に還元し、樹木の成育環境の改善と雨水の圏外排出量の抑制による下水道施設の負担軽減を目的として昭和57年度から実施している。

【参照：公園、児童遊園内流出抑制施設設置工事実績(資料編p. 155)】

第 2 節 水防態勢〔総務部・土木部・都建設局・東京消防庁〕

第1. 区の水防態勢

区は、水災の程度に応じて水防本部、又は災害対策本部を設置する。

種別	水防本部	災 害 対 策 本 部		
		一部配備態勢	補充配備態勢	全員配備態勢
態勢の内容	(1) 水災の防御及び発災後の応急対策活動に備える態勢 (2) 災害に関する情報収集及び関係部局・機関との情報連絡のために必要な態勢	大規模な災害に対処しうる態勢	一部配備態勢を強化する態勢	本部の全力を挙げて対応する態勢
発令の時期	第2. 水防本部及び災害対策本部の項を参照のこと	(1) 災害救助法の適用を受けるような被害が発生したとき ア. 住家の床上浸水が300世帯以上 イ. 住家の全壊が100世帯以上 (2) 災害救助法の適用には至らないが、神田川が溢水し、或いは下水道の幹線低地などで内水氾濫が発生したとき (3) 区長が必要と認めたとき		
要員	第2. 水防本部及び災害対策本部の項を参照のこと	一部配備、補充配備については、被害の種類・規模に応じて本部会議が具体的な配備職員数を決定する。		

第2. 水防本部及び災害対策本部

1. 水防本部の設置

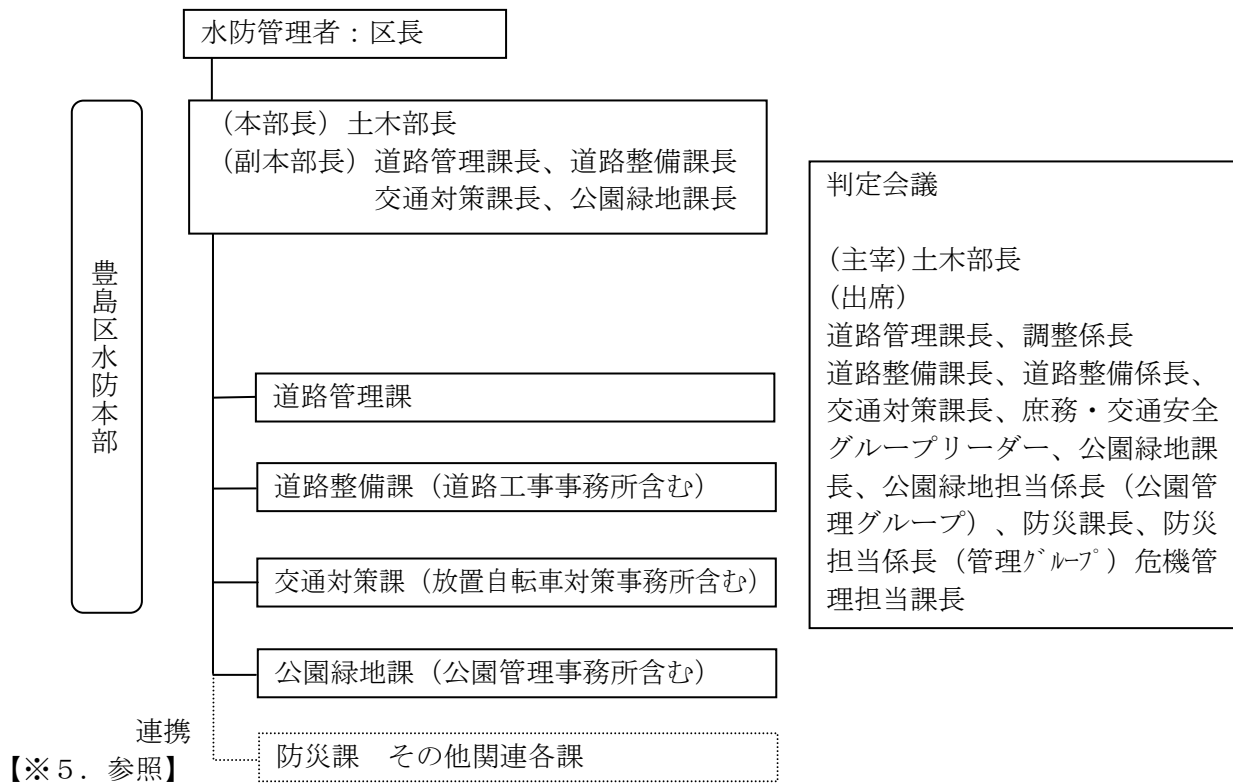
水防本部は、下記の場合に本部長（土木部長）の判断により設置する。

- (1) 大雨・洪水注意報発令時で水害の発生の恐れがある時
- (2) 大雨・洪水警報発令時
- (3) 台風接近時に水害の発生の恐れがある時
- (4) その他本部長が必要と認める時

なお、(1)、(3)、(4)は土木部判定会議（後述）により決定する。

又、台風接近時の強風により、災害の発生の恐れがあるときは、水防本部が対応する。

2. 水防本部の組織図及び判定会議



3. 水防本部の態勢

種別	適用基準	道路整備課	道路管理課	交通対策課	公園緑地課	計
A班 態勢	(1) 大雨洪水警報発令時 (2) 大雨洪水注意報発令時 で警報への移行の可能 性が高いとき	庁内3 事務所4	—	—	—	7名
B班 態勢	大雨洪水警報が発令され、 被災の恐れがある場合	庁内3 事務所4	—	事務所4	事務所4	15名
C班 態勢	被災の可能性が極めて高い と想定される時	庁内7 事務所8	庁内6	庁内3 事務所8	庁内3 事務所8	43名

※その他の態勢については「大雨・台風対応マニュアル」(土木部、平成18年10月)による。

4. 水防本部の職務

種別	職務分担	態勢
本部長	(1) 水防本部の設置、解散及び総括 (2) 区長、副区長、危機管理監等との連絡調整 (3) 判定会議の主宰	A班：1名 B班：2名 C班：全員
副本部長	(1) 本部長の補佐 (2) 本部長不在の際の代理 (3) 庁内班、事務所班の指揮	

道路整備課	庁内班	(1) 水防本部の庶務 (2) 気象、水位情報等の収集、伝達（東京都、近隣区との連絡含む） (3) 陳情等受付、処理状況把握 (4) 被害状況等把握、対応 (5) 池袋駅周辺区道のパトロール及び排水状況管理 (6) 防災課、危機管理担当課との連絡調整	A班 B班 C班
	道路工事事務所班	(1) 土嚢配布等陳情対応 (2) 浸水実績箇所の浸水防止対策	
道路管理課	庁内班	(1) 道路整備課庁内班の応援 (2) 被災状況調査	C班
交通対策課	庁内班	(1) 道路整備課庁内班の応援 (2) 被災状況調査	C班
	放置自転車対策事務所班	(1) 土嚢配布 (2) 池袋駅周辺区道のパトロール及び排水状況管理	B班 C班
公園緑地課	庁内班	(1) 道路整備課庁内班の応援 (2) 公園・児童遊園・街路樹の倒木等対応	C班
	公園管理事務所班	(1) 土嚢配布 (2) 【強風・暴風時】公園・児童遊園・街路樹の倒木等対応	B班 C班

5. 水防本部設置時における連携行動の基準（総務部）

- (1) 防災課長は、「大雨、洪水警報」等の通報を受けたときは、防災課職員（災害対策要員を含む。以下同じ。）に待機態勢をとるよう指示する。勤務時間外の場合は、総務部長及び土木部長に通報するとともに、防災課職員に参集を指示するなど、必要な態勢をとる。
- (2) 防災課職員は、降雨、水位等の状況の把握及び情報の収集に努めるとともに、東京都への連絡、報告等を行う。
- (3) 危機管理監（総務部長）は、河川の水位が、警戒ラインに達したときは、区長の指示により直ちに消防機関に対して準備、出動を要請する。
- (4) 防災課職員は、直ちに出水の可能性のある地域について、出水の有無、おおよその規模について調査する。又、防災課長は、予想被害地域が広範にわたる場合には区民活動推進課長を通じて、出先事業所或いは町会の役員などに対し所管区域内の調査を依頼する。
- (5) 避難勧告・避難指示の発令が予想される場合、防災課長は必要に応じ水防本部長と避難準備情報の発表について協議するとともに、災害対策本部への移行の準備を行う。
- (6) 危機管理監は、被害の発生を区長、助役等に報告する。
- (7) 勤務時間内の場合は、防災課長は、被害の発生を、「庁内放送」「無線放送」等により職員に周知する。

※ 「神田川洪水予報」発表時における連携活動の基準

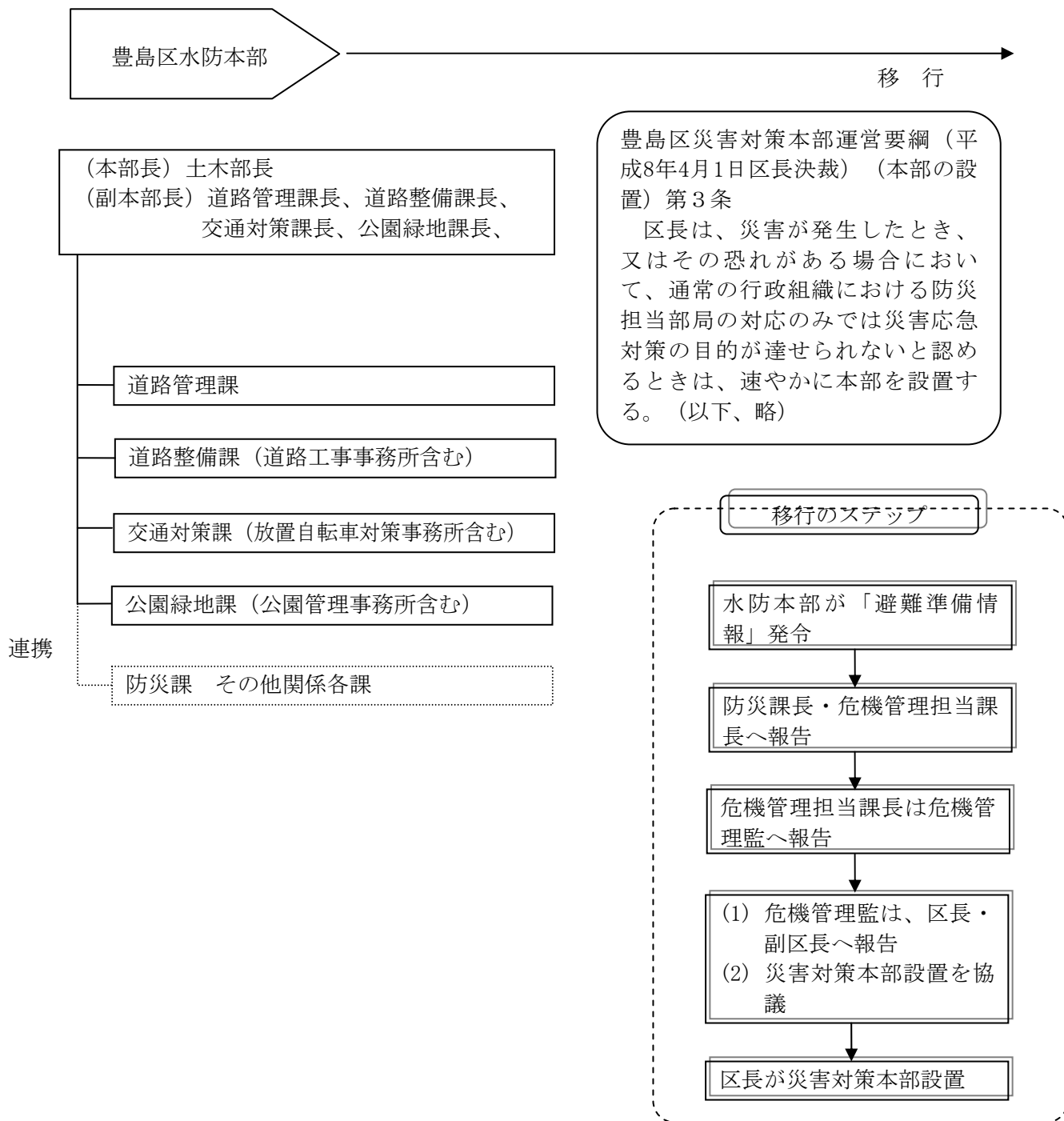
【参照：第8節 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有 第3. 都の情報提供 2. 神田川洪水予報】

- (1) 防災課長は、土木部に連絡するとともに、勤務時間外の場合は、防災課職員及び災害対策要員に参集を指示するなど、必要な態勢をとる。
- (2) 水防本部長は、神田川流域へ避難準備情報を発令する。
- (3) 防災課長は、救援センター（高南小学校及び千登世橋中学校）の開設準備を行うとともに、必要な態勢をとる。
- (4) 防災課及び広報課の職員は、避難準備情報等の防災情報を地域へ周知する。
- (5) 防災課職員は、災害時要援護者の避難支援のため必要な措置を行う。
- (6) 避難勧告発令後、防災課職員は関係各課と協力し、避難勧告を地域へ周知する。

6. 水防本部の解散

本部長は、被災の恐れがなくなると判断したとき水防本部を解散する。解散にあたっては、区長・副区長へその旨連絡する。

7. 水防本部から災害対策本部への移行



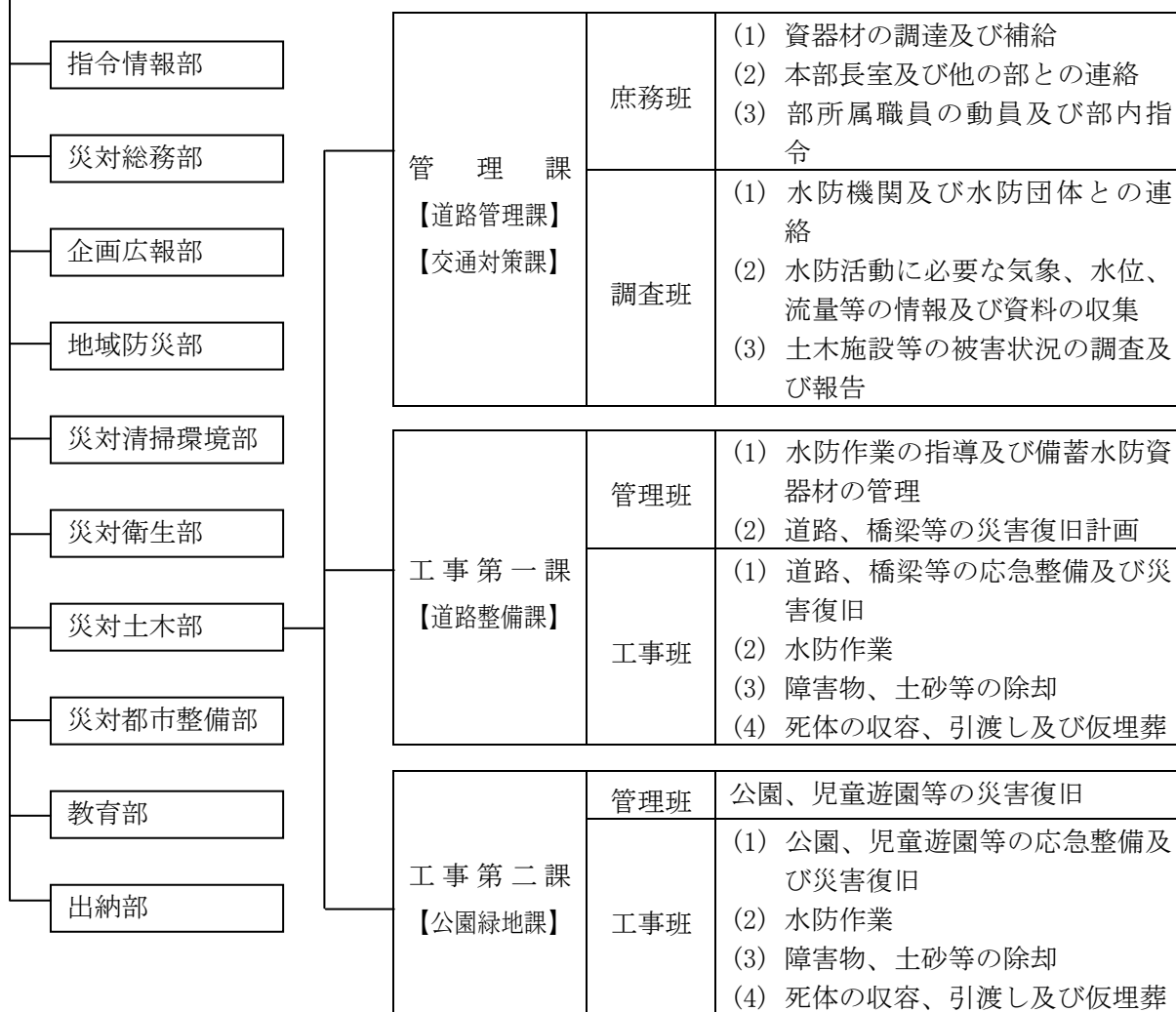
豊島区災害対策本部

【本部長室】

(本部長) 区長

(副本部長) 副区長、教育長

(本部員) 政策経営部長、総務部長、施設管理部長、区民部長、
文化商工部長、清掃環境部長、保健福祉部長、
池袋保健所長、子ども家庭部長、都市整備部長、
土木部長、教育総務部長、会計管理室長
選挙管理委員会事務局長、監査委員会事務局長
区議会事務局長、防災課長



8. 災害対策本部における行動基準及び従事職員等

(1) 勤務時間内

- ア. 本部長は、神田川の溢水や区内各地での内水氾濫など、大規模な被害が発生している
と見込まれるときは、必要に応じて各部長による「災害対策本部会議」を招集する。
- イ. 各部長は、所管施設等についての被害状況を調査するとともに、「災害対策本部態
勢」に必要な要員に対して、応急対策活動への業務従事を命ずる。
- ウ. 危機管理監は、地域本部長である各課長に対して、災害発生状況についての調査及び
見舞金品の支給等の救助活動を指示する。
- エ. 災対衛生部長（保健福祉部長）は、保健計画課ほかの職員に対して、冠水地域への消
毒などを指示する。
- オ. 災対土木部長（土木部長）は、工事第一課ほかの職員に対して、道路の復旧整備等必要
な措置をとるように指示する。
- カ. 各課長は、所管する部長に、各部長は区長に区有施設並びに地域の被害状況、及び各
地域本部の措置状況等について報告するとともに危機管理監に連絡する。

(2) 勤務時間外

- ア. 被害が大規模かつ広範に渡り、「災害対策本部態勢」により対処する必要がある場合は、
危機管理監が、区長、助役に被害状況の報告と災害対策本部態勢発令の協議をし、態
勢を決定した後、全部長にその旨を報告し、職員参集を要請する。
- イ. 要請を受けた部長は、態勢の決定を受けて、所属の各課長に被害状況と態勢発令の連
絡をし、参集の指令を発する。
- ウ. 連絡を受けた各課長は、所属職員に対して、参集指令を発する。
- エ. 指令を受けた職員は、直ちに所定の場所に出動し、災害対策本部の応急対策活動に従
事する。

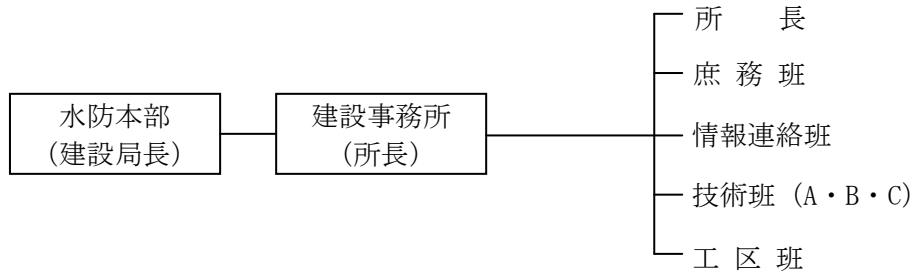
9. 総合相談所の設置と相談内容及び担当

災害の状況により、広報課長は、区民の災害に関しての相談に応じるため、関係機関及び
関係部局の協力を得て、被災地或いはその他適当な場所に、総合相談所を設置する。

項 目	担 当	備 考
消 毒	保健福祉部生活衛生課、保健所	
土砂搬出・排水	土木部道路整備課、道路工事事務所	
住 居	都市整備部住宅課、東京都都市整備局	
融 資	文化商工部生活産業課、保健福祉部生活福祉課、 都市整備部住宅課、東京都産業労働局	
税 務	区民部税務課、豊島都税事務所、豊島税務署	
国民健康保険	区民部国保年金課	
教 育	教育委員会事務局学校運営課	
生 活 保 護	保健福祉部生活福祉課	
り 災 証 明	総務部防災課	
清 掃	清掃環境部豊島清掃事務所	
電 気	東京電力㈱	
ガ ス	東京ガス㈱	
河 川	第三、第四建設事務所	

第4. 都建設局第四建設事務所の態勢及び活動

1. 都建設局第四建設事務所水防態勢



2. 連絡態勢及び非常配備態勢

種 類	基 準 及 び 内 容	人 員
連絡態勢	水防用気象情報により、態勢の必要を認めたととき、主として、情報の収集及び連絡にあたり事態に応じた配備態勢の指示連絡が行える。	若干名
警戒配備態勢	概ね次の場合で、主として観測・警戒及び水防資器材の点検等を行い、水害の発生に対し、直ちに水防活動が行える態勢がとれる。 (1) 水防用気象情報の注意報、又は警報が発せられ、水害の発生する恐れがあるとき (2) 警報発令中であっても、水防活動の必要が少なくなったとき	水防要員の概ね1/15
第1非常配備態勢	概ね次の場合で、水害が発生したとき、直ちに水防活動に対応できる。 (1) 水防用気象情報の警報が発せられたとき (2) 江戸川、荒川のいずれかに洪水予報が発せられたとき (3) 水防警報が発せられたとき (4) 注意報が発令中でも、地域によって水害が発生したとき	水防要員の概ね1/10
第2非常配備態勢	かなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき、その水防活動に直ちに対応出来る。	水防要員の概ね1/5
第3非常配備態勢	複数の区域でかなりの水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき、その水防活動に直ちに対応できる。	水防要員の概ね1/3
第4非常配備態勢	管内全域にわたり水害が発生する恐れがあるとき、又は発生したとき全員で対応する。	水防要員全員

(注-1) 水防要員は、異常気象が発生し若しくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即応した水防態勢が出来るよう留意するものとする。

3. 所の活動

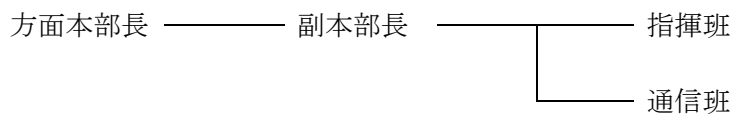
所は、水防管理団体の行う水防が十分行われるように、概ね次の水防活動を行うものとする。

- (1) 気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を連絡する。
- (2) 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川等の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに事態に即応した措置を講じる。
- (3) 水防作業に必要な技術上の援助を行う。

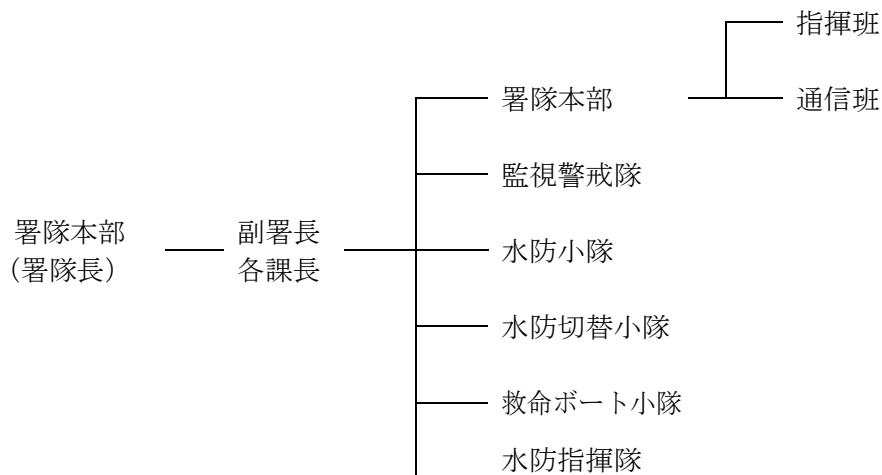
- (4) 水防作業に必要な資器材の援助を行う。
- (5) 他の水防機関との連絡、調整を行う。
- (6) 水防計画に定めた箇所の雨量、水位及び潮位の観測を行う。
- (7) 洪水又は高潮による著しい危険が切迫していると認められるとき、知事又はその命を受けた者が、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示する。
- (8) 洪水又は高潮による被害情報の収集を行う。
- (9) 内水による浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

第5. 東京消防庁の態勢及び活動

1. 第五消防方面本部



2. 消防署（豊島・池袋）



第3節 気象情報と通信連絡〔総務部・土木部・都建設局〕

第1. 気象情報

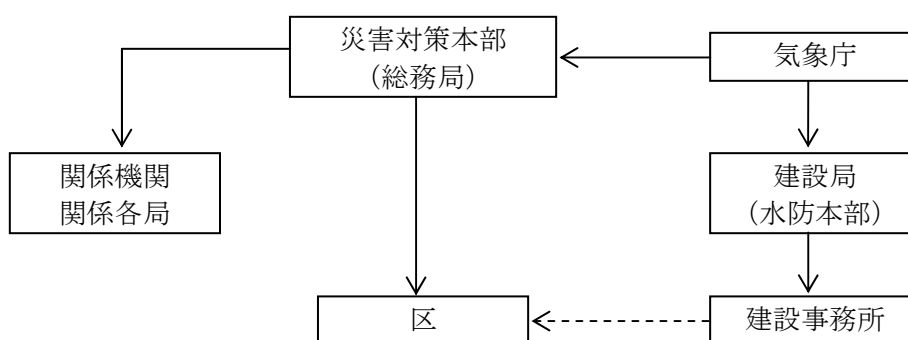
気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁がインターネット等により提供する各種防災気象情報を活用する。

第2. 水防活動用注意報、警報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報・警報は気象業務法第14条の2（予報及び警報）のとおりである。

【参照：気象等の注意報・警報の種類と発表基準(資料編p. 156)】

第3. 気象情報の伝達系統図



第4. 観測通報

1. 区は、積極的に建設局（都水防本部）と連絡をとるとともに管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から迅速に入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

2. 雨量観測所

【参照：雨量観測所一覧(資料編p. 158)】

3. 雨量の通報

雨量の速報は次の基準で行う。区は、建設局（水防本部）から要請のあった場合観測成果を報告するものとする。

- (1) 1時間に30mmをこしたとき、以後毎時の雨量
- (2) 3時間に70mmをこしたとき、以後2時間毎の雨量
- (3) 1日に130mmをこしたとき、以後2時間毎の雨量

4. 水位の通報

【参照：中野区、杉並区管内の特別定点(資料編p. 156)】

第5. 水防警報

1. 知事が行う河川等

水防法では、都道府県知事が、洪水又は高潮により相当な損害を生ずる恐れがあると認め指定した河川、湖沼、海岸（ただし、国土交通大臣が指定したものを除く。）について、水防警報を発表することになっている（法第10条4）。しかし、都が管理する中小河川等では、5～10分という短時間に、水位が急激に上昇するため、実態として水防警報を発表することは困難である。

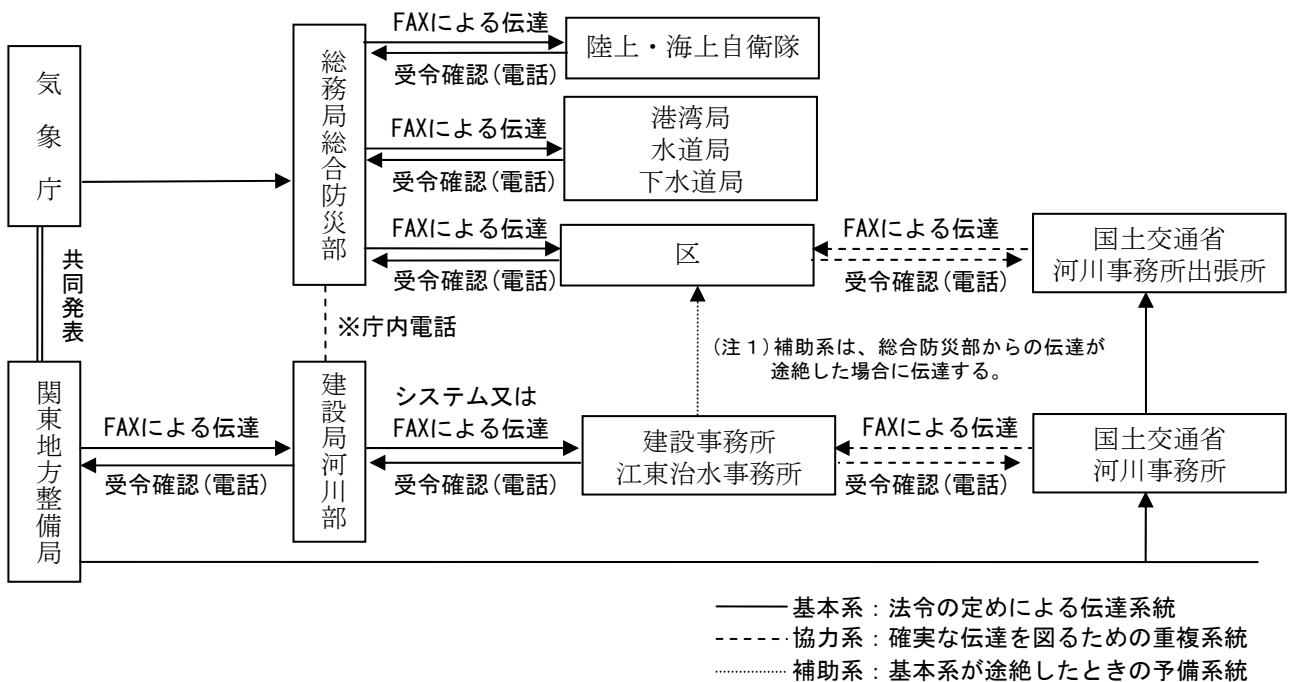
都は、気象状況等により洪水、高潮又は津波の恐れがあると判断したときは、直ちに「水防本部」を設置するとともに、設置した旨を各水防管理団体、東京消防庁、警視庁等に通報している。又、「水防災総合情報システム」で1分ごとに収集した雨量、河川水位及び潮位等の情報を、総務局「災害情報システム」を通じて、リアルタイムに各水防管理団体や関係機関に配信している。

都は、神田川・妙正寺川・善福寺川など神田川水系について、1時間先の水位を予測できるシステムを開発し、平成18年度より水防災総合情報システムで各建設事務所に情報提供している。区は、水防体制を整えるにあたって、水位予測による情報を活用していく。

このように、都では、水防警報に変わる方法として、防災システムを活用した情報伝達を確実に行うことで、水防機関が必要な防災情報を入手でき、独自に水防活動に関する判断ができる態勢を整備している。

【参照：第8節 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有 第3. 都の情報提供 2. 神田川洪水予報】

2. 水防警報伝達系統図



3. 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	(1) 出水或いは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨警告する。 (2) 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告する。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告する。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告する。	洪水注意報等により、又は、水位流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水漏水崩壊亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告する。	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え、災害の起こる恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告する。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき又は、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情 報	雨量、水位の状況、水位予測、河川流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めたとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

第6. 土砂災害警戒情報の活用

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、区長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に運用が開始された。

1. 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

- (1) 大雨警報の発表中に発表する（解除情報もある）。
- (2) 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする（発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地すべりとする）。
- (3) 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定できない。

2. 情報の伝達

都は、区及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達する。

3. 区への対応

(1) 土砂災害警戒情報の活用

東京都及び気象庁から土砂災害警戒情報が発表されたときは、区内に12箇所ある土砂災害危険箇所を踏まえ、災害時要援護者等に避難準備情報を発表する。また、区長が発令する避難勧告等の判断に活用する。

(2) 情報の収集及び伝達体制の構築

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を整備する。

(3) 避難所の開設・運営等に向けた体制の構築

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達について、検討のうえ整備する。

(4) 災害時要援護者への支援体制の整備

土砂災害危険箇所の付近を中心に、災害時要援護者関連施設、在宅の災害時要援護者に対する情報の伝達体制、災害時要援護者情報の共有を進めると共に、避難準備情報の発表基準・時期について検討する。

(5) 防災意識の向上に向けた取り組みの推進

住民の防災意識向上に向けて、説明会、防災訓練、防災教育等を実施する。

第4節 水防機関の活動〔消防署・各防災関係機関〕

各水防機関は、気象状況等により洪水等の恐れがあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、概ね次の水防活動を行うものとする。

第1. 消防機関の態勢及び活動

洪水又は内水氾濫等による、大規模な水災が発生する危険があるとき、又は発生したときは、区及び都の水防計画の定めるほか、この計画の定めるところにより、豊島消防署及び池袋消防署の

全機能をあげて水防管理者（区長）その他の関連機関との連携のもとに、被害の拡大防止のために活動を実施する。

1. 水防非常配備態勢

東京消防庁の水防非常配備態勢は、気象状況、災害状況に応じて、水防第1非常配備態勢から水防第4非常配備態勢を警防本部長が発令する。ただし、局地的な集中豪雨等による被害の発生が予想され、若しくは発生した場合、署長は署ごとに水防第2非常配備態勢までを発令することができる。

2. 水防活動

水災の発生が予想される時、又は発生したときは、事前計画に基づき次により水防活動を実施する。

(1) 態勢の確立

水防第2非常配備態勢発令と同時に各消防署に署隊本部を設置し、東京消防庁水災警防本部、第五消防方面本部及び豊島区災害対策本部と緊密な連携を保持し、適確な情報に基づき計画に定める各非常配備態勢の確立に努める。

(2) 災害予警報

東京消防庁警防本部、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、消防署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

(3) 監視警戒の実施

水防第2非常配備態勢発令と同時に監視警戒を実施する。

(4) 水防活動の実施

水防活動は震災消防活動に準じて、人命救助を伴う水災に対しては、水災等の発生及び消防力の状況等を勘案して水防活動にあたる。

ア. 消防機関の長は水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行う。

イ. 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

ウ. 水防法（昭和24年法律第193号）第21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

エ. 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

オ. 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、水防法第24条に基づき、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

(5) 部隊運用要領

部隊運用は、災害の規模に応じ署隊内で処理し得るものは署隊長が行い、他の署隊の応援を要するものは方面隊長が、他の方面からの応援を要するものについては、水災警防本部長がこれを行う。

(6) 資器材の使用、収用

水防のため緊急に必要なときは、水防計画の定めるところにより、現場において必要な資器材を使用、収用する。

(7) 避難の処置

避難命令が発令された場合は、危険信号の発信、又はその他の方法により区域内住民に伝達するとともに、関係機関と協力して避難誘導等、住民の安全確保処置を行う。

3. 救助・救急活動

- (1) 災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- (3) 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。
- (4) 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

4. 各機関の報告体制

消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これを取りまとめ区に報告するとともに、警視庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。

主な収集項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生状況及び消防活動状況
- (2) 要救助者情報及び医療活動情報
- (3) その他災害活動上必要ある事項

5. 訓練の充実

風水害の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、消防職員及び消防団員に各種教育及び訓練を実施する。

- (1) 参加者
消防職員、消防団員
- (2) 訓練項目
ア. 部隊編成訓練
イ. 情報通信訓練
ウ. 本部運営訓練
エ. 水防工法訓練
オ. 救助救急訓練
カ. その他水害発生時の活動に必要な訓練
- (3) 実施時期
年1回以上実施する。

第2. 警察

被災者の人命救助等にあたるほか、周辺地域の交通規制を行う。

第3. 水防協力

区は、出水又は水防の必要を知ったときは、応急対策の迅速かつ円滑な遂行を確保し、地域住民の生命及び財産を守るため、協力団体と連絡をとり水防対策の万全に努めるものとする。

1. 水防協力隊

- (1) 編成
ア. 高田一丁目地区災害対策部水防協力隊 約15名
イ. 高田中央町会災害対策部水防協力隊 約15名

ウ. 高田三丁目地区災害対策部水防協力隊 約15名

(2) 協力事項

- ア. 河川の水位等の監視に関すること。
- イ. 地域住民への災害情報の周知に関すること。
- ウ. 土のうの点検及び地域配備に関すること。
- エ. 区、防災関係機関及び地域防災組織相互の連絡に関すること。
- オ. 被害状況調査に関すること。
- カ. 水防及び排水作業に関すること。
- キ. 被災者に対する炊き出し及び配分に関すること。

2. 土木建設協会

区のみで十分な応急対策が実施できない場合は、協定に基づき豊島土木建設協会に協力を要請する。

第 5 節 豊島区洪水ハザードマップ〔総務部〕

第1. 目的

洪水ハザードマップは、近年の集中豪雨や台風等の都市型水害における洪水氾濫による浸水危険地域と避難場所、避難路等災害時の対応に必要な情報を住民に事前に提供することで、住民が洪水に対する危険性の認識を深め、事前に準備、災害時の迅速な対応をとることにより被害の軽減を図ることを目的とする。

第2. 想定と現況

都と気象庁、23区で組織する、東京都都市型水害対策検討会の想定した基準に基づいている。その基準は、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589mm、時間雨量114mm）と同程度としている。

神田川付近の一部で3mを越す浸水が予想されているなど、区内全域に亘って水害の発生があり得る。

第3. 事業計画

- 1. 洪水ハザードマップ配布
防災課及び東・西区民事務所各窓口
地域における防災訓練時
- 2. 区のホームページに掲載

第 6 節 避難〔総務部・土木部・消防署〕

第1. 避難勧告の判断基準設定

- 1. 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成
区は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。
- 2. 避難に要する時間を見込んだ避難勧告の発令
区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民

が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

また、土砂災害警戒情報が発表された際は、対象区域の住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難勧告等を発令する。

第2. 避難誘導

1. 避難の準備、勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法についての情報を、関係機関に通報する。
2. 上記の避難路等については、安全確保に努める。

第3. 避難場所の確保

急激な増水などが予想される高南地区では、避難の必要な住民を受け入れるため、区民ひろば高南第一を避難施設として確保するほか、必要に応じて神田川流域の第五地域本部の救援センター（千登世橋中学校、高南小学校）を開設する。

その他の避難に関する事項は、震災対策編 災害応急対策計画 第10章及び第11章 に準拠する。

第 7 節 防災広報の充実〔政策経営部・各防災関係機関〕

第1. 平常時

1. 台風、高潮、集中豪雨に関する一般知識
2. 家庭での風水害対策
3. 避難するときの注意
4. 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
5. 土砂災害に対する心得
6. 台風時の風に対する対策
7. 災害情報の入手方法
8. 応急救護の方法
9. 地域防災組織の育成方法及び防災行動力の向上方法
10. 避難勧告等に関する取り扱い（避難準備情報を含む）

第2. 災害時

1. 広報内容
 - (1) 気象及び水位の状況
 - (2) 水災及び土砂災害に関する情報
 - (3) 被災者の安否情報
 - (4) 水防活動状況
2. 広報手段
 - (1) テレビ、ラジオ等報道機関を関しての情報提供
 - (2) 消防車両の巡回
 - (3) ホームページ
 - (4) 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供

第 8 節 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有〔総務部・土木部・都建設局〕

第1. 情報の共有の必要性

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時、若しくはわずかな時間差で起こる可能性が高い。水害の恐れがある場合、区市町村は、区域を定めて避難勧告、指示等を行うが、集中豪雨では、時間的制約のため、このような措置が困難な場合がある。

1. 都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供する。
2. 豊島区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図るものとする。

第2. 同一河川・圏域・流域の設定

豊島区に関連する同一河川・圏域・流域は、下記のとおりである。

河川・圏域・流域名	区数	対象区
隅田川及び新河岸川流域	11	台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、千代田区、中央区、港区、 豊島区 、北区、板橋区
神田川流域	10	台東区、千代田区、中央区、新宿区、文京区、渋谷区、中野区、杉並区、 豊島区 、練馬区
石神井川・白子川流域	4	豊島区 、北区、板橋区、練馬区

第3. 都の情報提供

1. 情報の内容

都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて次のような情報を提供する。

- (1) 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難勧告等
- (2) 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
- (3) 避難が必要な区域
- (4) 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- (5) その他

2. 神田川洪水予報

平成21年3月から、東京都は気象庁が提供する1時間先までの予測雨量をもとに、神田川の4か所における基準点での水位変動を予測し、洪水の恐れがあるときに気象庁と共同で「神田川洪水予報」を発表する。

なおこの予報は、神田川流域の区市町村のほか、テレビ、ラジオ等のマスコミを通じ都民にも発表される。

第 9 節 水防工法〔総務部・土木部・都総務局・都建設局〕

第 1. 水防実施報告書

1. 水防概況報告

この報告は特に迅速を要するため、水防管理者は第四建設事務所に対し一応電話で概況を連絡し、報告書を提出する。

2. 水防実施報告

水防管理者は、水防作業終了後 3 日以内に、第四建設事務所経由都水防本部（建設局）へ水防実施報告を行う。

【参照：水防実施報告等の様式(資料編p. 159)、水防工法(資料編p. 166)】

第 10 節 水防資器材〔土木部・都建設局〕

区及び都第四建設事務所において、各種水防資器材を配備し、水災に即応できる体制を確保している。

【参照：水防資器材の保有状況(資料編p. 169)】

第 11 節 公用負担〔総務部〕

第 1. 公用負担権限

水防法第28条の規定により水防上緊急の必要があるときは、現場において、次の権限を行使することができる。

1. 必要な土地の一時使用
2. 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
3. 車両、その他運搬具又は器具の使用
4. 工作物その他障害物の処分

第 2. 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防署長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すること。

【参照：公用負担権限証明(資料編p. 169)】

第 3. 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理するものとする。

【参照：公用負担命令票(資料編p. 170)】

第 12 節 河川及び内排水施設の応急措置及び復旧措置〔土木部・都建設局〕

機 関 名	応 急 措 置 及 び 復 旧 措 置
区	<p>(1) 低地帯等が河川、内排水路の洪水、溢水等により浸水被害が発生したときは、区所有の可搬式ポンプを使用して排水する。能力不足のときは、豊島土木建設協会のポンプ、労力を雇上して応急排水を実施する。</p> <p>(2) 水防活動と並行して管内の河川管理施設等を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。</p>
都 建 設 局 第四建設事務所	<p>(1) 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等及び工事箇所の被災の発見に努める。</p> <p>(2) 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努め、都及び区の実施する応急措置に関し、技術的援助を実施する。</p> <p>(3) 河川管理施設の応急・復旧対策については区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。</p> <p>(4) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。</p>
都 下 水 道 局	<p>(1) 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との連絡体制を密にし、相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。</p> <p>(2) 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処する。</p>